

平成28年労第129号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、パチンコ店従業員として就労していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃から継続して上司からパワーハラスメントを受け、常に恐怖心を抱えながらの勤務を強いられるとともに、同上司から明らかに不合理な指示、命令、嫌がらせ、退職勧奨などが行われたことにより、精神的な負担を感じていたという。請求人は、同年〇月〇日、C病院に受診し、「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円として休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書及び同年〇月〇日付け審理調書において、休憩時間中も常にインカムを着用していることから、当該時間は待機時間、すなわち労働時間としてみるべきであり、請求人には更に時間外労働が認められる旨主張している。

この点、当審査会において、改めて、請求人の上記聴取書及び審理調書における申述内容を精査したが、請求人の申述によっても、請求人がインカムを着用していることをもって、請求人の休憩時間が使用者の指揮命令下にあったものと認めることはできない。

もっとも、請求人は、上記審理調書において、休憩時間中にインカムによって呼び出されることは基本的にはないものの、フロアの清掃のやり直しを命じられたことがある旨述べているが、「やり直しを言われて休憩が遅れたときなどは、遅れた分は休憩も遅らせるので、休憩時間としては決められた時間は休憩できます。」と述べていることも確認できる。そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人には休憩時間中の実働に見合う休憩時間は確保されていることから、請求人に更に時間外労働が生じていたとする事実は確認できない。

- (2) 以上のことからすると、当審査会としても、決定書理由に説示する認定事実に基づく審査官の判断は妥当であり、監督署長が決定した請求人の給付基礎日額は適正に算定されたものであると思料する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が給付基礎日額を〇円と算定して請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。